

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年5月29日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------------|--|
| 別表 （第2条関係） | 別表 （第2条関係） |
| 1 非紹介患者初診時負担額 | 1 非紹介患者初診時負担額 |
| (1) 十日町病院 1,260円 | (1) 十日町病院、 <u>小出病院</u> 1,260円 |
| (2) 中央病院、がんセンター新潟病院、新発田病院 2,250円 | (2) 中央病院、 <u>吉田病院</u> 、がんセンター新潟病院、新発田病院 2,250円 |
| 2～45（略） | 2～45（略） |
| 備考（略） | 備考（略） |

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。